



県章

山形県公報

平成30年3月2日(金)

第2923号

毎週火・金曜日発行

目次

規 則

○住民基本台帳法の施行に関する規則の一部を改正する規則……………(市町村課) ……152

告 示

- 有害図書類の指定……………(若者活躍・男女共同参画課) ……同
- 指定居宅サービス事業者の指定……………(村山総合支庁地域健康福祉課) ……153
- 指定介護予防サービス事業者の指定……………(同) ……同
- 指定介護予防サービス事業者の指定に係る事業の廃止……………(同) ……同
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律による指定障害福祉サービス事業者の指定……………(同) ……154
- 同……………(同) ……同
- 指定管理者の指定……………(工業戦略技術振興課) ……同
- 地域登録検査機関の登録事項の変更の届出……………(県産米ブランド推進課) ……同
- 種畜証明書の交付……………(畜産振興課) ……155
- 森林病虫害等のまん延を防止するための命令の予定……………(林業振興課) ……同
- 道路の区域の変更……………(置賜総合支庁建設総務課) ……同
- 同……………(同) ……156
- 県道の供用の開始……………(同) ……同
- 公共測量の終了の通知……………(県土利用政策課) ……同
- 指定管理者の指定……………(空港港湾課) ……157
- 同……………(同) ……同

人事委員会関係

規 則

- 山形県人事委員会規則4-4(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する規則)の一部を改正する規則……………同
- 山形県人事委員会規則5-1(給与の支給に関する基準と手続)の一部を改正する規則……………同
- 山形県人事委員会規則5-2(特殊勤務手当支給の基準と手続)の一部を改正する規則……………161
- 山形県人事委員会規則5-4(給与の支払監理)の一部を改正する規則……………同

企業局関係

規 程

○山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……………162

病院事業局関係

規 程

○山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程……………同

公 告

- 特定非営利活動法人の定款変更の認証の申請……………（最上総合支庁総務課）…同
- 大規模小売店舗の変更の届出……………（商業・県産品振興課）…163
- 平成30年度前期技能検定の実施……………（雇用対策課）…173
- 平成30年度随時実施技能検定の実施……………（同）…178

規 則

住民基本台帳法の施行に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

山形県規則第6号

住民基本台帳法の施行に関する規則の一部を改正する規則

住民基本台帳法の施行に関する規則（平成14年8月県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第7条第4項中「がんの」を「がん、脳卒中及び心筋梗塞の」に、「がん患者」を「これらの疾患の患者」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

山形県告示第147号

山形県青少年健全育成条例（昭和54年3月県条例第13号）第8条第1項の規定により、次の図書類を青少年に有害な図書類として指定する。

平成30年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

（図 書）

指定番号	題 名	図書コード等	発 行 所 等	指定の理由
750	牝の本能～快楽に堕ちた発情妻～	53455-15	株式会社コアマガジン	著しく青少年の性的感情を刺激し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
751	しろうと人妻最高に尽くしてあげる	51558-20	株式会社メディアックス	
752	メンズゴールドセレクション6 たまらないHな体験教えます	50455-43	株式会社リード社	
753	いたずら彼女の魅惑のスキマ	53455-19	株式会社コアマガジン	
754	週刊実話ザ・タブー 週刊実話増刊 2月3日号	20327-2/3	株式会社日本ジャーナル出版	
755	花魁炎上	ISBN978-4-930927-12-5	株式会社日本ジャーナル出版	
756	封印映像淫賀新年姫初めスペシャル	63808-43	株式会社コスミック出版	
757	月刊劇漫スペシャル 2018 3月号	13545-3	株式会社竹書房	
758	封印お宝 コネクション ユルすぎ芸能美女SP	ISBN978-4-86511-828-5	マイウェイ出版株式会社	

759	Young Love Comic aya  2月号	18815-02	宙 出 版	
760	封印お宝スキャンダル 2018年2月号 Vol.1	17843-2	マイウェイ出版株式会社	
761	実話ナックルズ 2月号	04877-2	ミリオン出版株式会社	著しく青少年の犯罪又は自殺を誘発し、又は助長し、その健全な育成を阻害するおそれがある。
762	臨増ナックルズDX vol.9	68519-31	ミリオン出版株式会社	
763	実話ナックルズSPECIAL 2018冬	68519-15	ミリオン出版株式会社	

山形県告示第148号

介護保険法（平成9年法律第123号）第41条第1項の規定により、指定居宅サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定居宅サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人天童福祉厚生会	地域密着型特別養護老人ホーム清幸園 天童市大字大清水491番地1	短期入所生活介護	平成30. 1. 12

山形県告示第149号

介護保険法（平成9年法律第123号）第53条第1項の規定により、指定介護予防サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人天童福祉厚生会	地域密着型特別養護老人ホーム清幸園 天童市大字大清水491番地1	介護予防短期入所生活介護	平成30. 1. 12

山形県告示第150号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者から次のとおり廃止する旨の届出があった。

平成30年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定介護予防サービス事業者の名称又は氏名	事業所の名称及び所在地	サービスの種類	廃止年月日
株式会社元気の森	ミック健康の森 山大前 山形市東原町一丁目11番27号 プリオビル1F	介護予防通所介護	平成29. 9. 30
有限会社操美	デイサービスかがやき 天童市大字成生671番地の1	介護予防通所介護	平成30. 1. 31

山形県告示第151号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	定員	指定年月日
株式会社カイセイ 寒河江市中央工業団地178番地	就労継続支援A型 せいてん 山形市嶋南三丁目5番1号	就労継続支援（A型）	15名	平成30. 2. 1

山形県告示第152号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第29条第1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者を次のとおり指定した。

平成30年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

指定障害福祉サービス事業者の名称及び主たる事務所の所在地	事業所の名称及び所在地	障害福祉サービスの種類	指定年月日
社会福祉法人天童福祉厚生会 天童市大字矢野目150番地	ショートステイ清幸園 天童市大字大清水491番地1	短期入所	平成30. 1. 12

山形県告示第153号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県産業科学館の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 公の施設の名称 山形県産業科学館
- 指定した団体 山形市城南町一丁目1番1号
山形県産業科学館共同管理者
- 指定の期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

山形県告示第154号

農産物検査法（昭和26年法律第144号）第17条第7項の規定により、地域登録検査機関から次のとおり変更した旨の届出があった。

平成30年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 届出をした地域登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地
農事組合法人庄内産直センター
組合長理事 渡部 正一
鶴岡市栢屋字天保恵65-3
- 届出の内容

登録検査機関の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地		変更年月日
変更前	変更後	
農事組合法人庄内産直センター 組合長理事 佐藤 光雄 鶴岡市栢屋字天保恵65-3	農事組合法人庄内産直センター 組合長理事 渡部 正一 鶴岡市栢屋字天保恵65-3	平成29年11月28日

山形県告示第155号

家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）第4条第1項第2号の規定により、地方臨時種畜検査に係る種畜証明書を次のとおり交付した。

平成30年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

証明書番号	家畜の種類	品 種	名 前	飼 養 者	
				住 所	名 称
11527804683	牛	黒毛和種	翼 満 開	新庄市大字鳥越 字一本松1076番 地	山形県農業総合研究センター 畜産試験場

山形県告示第156号

森林病虫害等防除法（昭和25年法律第53号）第5条第1項の規定により、次のとおり森林病虫害等のまん延を防止するための命令をする予定である。

平成30年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 区域及び期間

- (1) 区 域 山形県下一円
(2) 期 間 平成30年4月1日から平成31年3月31日まで

2 森林病虫害等の種類

- (1) 松くい虫
(2) 樹木に付着してその生育を害するせん孔虫類

3 行うべき措置の内容

2の森林病虫害等（以下「松くい虫等」という。）が付着している伐採木等（松くい虫等の駆除を行ったものを除く。）の移動（森林病虫害等防除法第2条第6項に規定する特別伐倒駆除を行うための移動を除く。）を禁止すること。

4 命令をしようとする理由

1の区域の森林において松くい虫等の被害が発生しており、3の措置を行わなければ松くい虫等が異常にまん延して当該区域及びその周辺区域の森林に重大な損害を与えるおそれがあるため

5 その他必要な事項

1の区域内において森林、樹木、指定種苗又は伐採木等を所有し、又は管理する者は、この告示の日から2週間以内に、理由を記載した書面をもって知事に不服を申し出ることができる。

山形県告示第157号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成30年3月2日から同月16日まで縦覧に供する。

平成30年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 道路の種類 県道

2 路 線 名 糠野目亀岡線

3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
東置賜郡高島町大字糠野目字鎌塚台四2413番3から		旧	17.0メートル	70メートル
同	2411番1まで		11.5	
東置賜郡高島町大字糠野目字鎌塚台四2415番4から		新	43.0メートル	同上
同	2411番1まで		19.5	

山形県告示第158号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成30年3月2日から同月16日まで縦覧に供する。

平成30年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 赤湯停車場大橋線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区	間	旧新の別	敷地の幅員	延長
南陽市大橋字地藏浦東2489番5から		旧	13.5メートル	144メートル
同	2483番7まで		9.5	
同	上	新	13.5メートル	同上
南陽市大橋字地藏浦東2489番5から			9.5	
同	鍋田字大道端1868番まで		32.5メートル	150メートル
			9.5	

山形県告示第159号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、県道の供用を次のとおり開始する。

なお、関係図面は、置賜総合支庁建設部建設総務課において平成30年3月2日から同月16日まで縦覧に供する。

平成30年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 路線名 赤湯停車場大橋線
- 2 供用開始の区間 南陽市大橋字地藏浦東2489番5から
同 鍋田字大道端1868番まで
- 3 供用開始の期日 平成30年3月5日

山形県告示第160号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、米沢市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

平成30年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公共測量を実施した地域
米沢市内（相生町、駅前二丁目、大町一丁目、大町二丁目、鍛冶町、春日一丁目、春日三丁目、春日四丁目、金池二丁目、金池四丁目、金池五丁目、金池六丁目、金池七丁目、金池八丁目、桜木町、下花沢二丁目、城南四丁目、中央一丁目、中央二丁目、中央五丁目、中央七丁目、直江町、花沢町、花沢町一丁目、東一丁目、東二丁目、東三丁目、福田町一丁目、福田町二丁目、本町一丁目、丸の内一丁目、丸の内二丁目、門東町一丁目及び門東町二丁目地内）
- 2 公共測量を実施した期間
平成29年11月1日から同年12月31日まで
- 3 作業の種類

公共測量 2級水準測量

山形県告示第161号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、山形県ふるさと交流広場の指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 山形県ふるさと交流広場
- 2 指定した団体 山形市若宮四丁目5番14号
株式会社モンテディオ山形
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成33年3月31日まで

山形県告示第162号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により、米沢ヘリポートの指定管理者を次のとおり指定した。

平成30年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

- 1 公の施設の名称 米沢ヘリポート
- 2 指定した団体 米沢市アルカディア一丁目808番地の17
東北警備保障株式会社
- 3 指定の期間 平成30年4月1日から平成35年3月31日まで

人事委員会関係**規 則**

山形県人事委員会規則4-4（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員等の処遇等に関する規則）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月2日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

第3条第3項を次のように改める。

- 3 外務公務員俸給等相当年額の算定にあつては、一般の派遣職員が、山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）（以下「給与規則」という。）第40条第1項第3号に該当する職員とした場合における同条第5項に規定する号給数を昇給するものとし、給与規則第78条第5項の成績率については、一般の派遣職員以外の職員との均衡を考慮して任命権者が定めるものとする。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

山形県人事委員会規則5-1（給与の支給に関する基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月2日

山 形 県 人 事 委 員 会
委 員 長 安 孫 子 俊 彦

第61条の2第1項第2号中「給与条例」を「条例」に、「この条、第100条、第100条の2及び附則第19項」を「次号」に、「附則第6項（同条例附則第7項の）」を「附則第2項（育児休業条例附則第3項の）」に、「同条例第25条」を「育児休業条例第25条」に、「附則第23項」を「附則第18項」に改め、同項第3号中「給与条例」を「条例」に、「同条例」を「平成22年改正条例」に、「育児休業条例附則第8項」を「育児休業条例附則第4項」に、「附則第23項」を「附則第18項」に改め、同条第2項を削る。

第62条第3項を削る。

第67条第3項中「又は配偶者のない旨」を削る。

第78条第5項第1号中「6月に支給する場合には100分の165」を「100分の175」に、「100分の205）、12月に支給する場合には100分の185（特定幹部職員にあつては、100分の225）」を「100分の215」に改め、同項第2号中「6月に支給する場合には100分の80」を「100分の85」に、「100分の100）、12月に支給する場合には100分の90（特定幹部職員にあつては、100分の110）」を「100分の105」に改める。

第100条第4項を削り、同条第5項中「第3項（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を「前項」に改め、同項第1号中「第3項各号」を「前項各号」に改め、同項第2号中「第3項各号」を「前項各号」に改め、「（前項各号の規定により読み替えて適用する場合を含む。）」を削り、同項第3号中「第3項各号」を「前項各号」に改め、同項を同条第4項とする。

第100条の2第4項各号中「給与条例」を「条例」に改める。

附則第13項の前の見出し及び同項から附則第20項までを削り、附則第21項を附則第13項とする。

別記様式第1号及び別記様式第2号を次のように改める。

別記様式第1号

扶 養 親 族 届

（ 年 月 日提出）

任命権者 殿	勤務公署名			
	職名		氏名	(記名押印又は署名)

条例第12条第1項の規定に基づき次のとおり届け出ます。(証明書類 通添付)

届出の理由<該当する□にレ印を付すこと>

- 1 新たに職員となった
- 2 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある
- 3 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある（子、孫及び弟妹で満22歳の年度末を超えた者を除く）

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	同居・別居の別 (別居の場合は住所)	所得の年額		届出事実の発生年月日	届出の事由
				所得の種類	金額		

記入上の注意

- 1 「続柄」欄には、職員との続柄を（重度心身障がい者として届け出る場合は、その旨を併せて）記入する。
- 2 「同居・別居の別」欄で、別居の場合の住所は市区町村名まで記入する。
- 3 「所得の年額」欄には、給与所得、事業所得、不動産所得、年金所得等恒常的な所得がある場合に、これらの種類ごとにその年額（見込額）を記入する。
- 4 「届出の事由」欄には、届出の理由の2又は3に該当する場合にその事由（例えば婚姻、離婚、出生、死亡、満60歳以上等）をそれぞれ記入する。

参考<上記扶養親族を職員と共同して扶養しているものがあることその他認定上参考になると思われる事項があれば記入する。>

別記様式第2号

扶養手当認定簿

所属名	氏名
-----	----

1 扶養親族の状況

扶養親族の氏名	続柄	生年月日	届出の事由	事実発生年月日	届出提出年月日	届出受理年月日	支給の始期・終期	加算開始時期	満2歳年度末

2 扶養手当の月額額の認定（支給額の改定）

認定扶養親族（子以外）	人	支給の始期（終期）・支給額の改定時期	円
認定扶養親族（子）	人	扶養手当の月額額	円
うち加算措置対象	人	確認・認定欄	取扱者認印
認定等の事由		職名氏名	年月日 印

3 備考（扶養親族及び扶養手当額の認定上、特に必要な事項を記入）

--

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
（扶養親族届等に関する経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に提出されている改正前の別記様式第1号による扶養親族届又は現に作成されている改正前の別記様式第2号による扶養手当認定簿は、改正後の別記様式第1号による扶養親族届又は改正後の別記様式第2号による扶養手当認定簿とみなす。
- 3 扶養親族届及び扶養手当認定簿の様式については、当分の間、改正後の別記様式第1号及び別記様式第2号にかかわらず、なお従前の例によることができる。

山形県人事委員会規則5-2（特殊勤務手当支給の基準と手続）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月2日

山形県人事委員会
委員長 安 孫 子 俊 彦

附則第2項の前の見出し及び同項から附則第4項までを削る。

附則第5項の前の見出しを削り、同項中「附則第6項第1号」を「附則第4項第1号」に改め、同項を附則第2項とし、同項の前に見出しとして「（東日本大震災に係る公共土木施設等災害応急作業に従事する職員の特殊勤務手当等の特例）」を付する。

附則第6項中「附則第6項第4号」を「附則第4項第4号」に改め、同項を附則第3項とする。

附則第7項中「附則第8項」を「附則第6項」に、「附則第7項」を「附則第5項」に改め、同項を附則第4項とする。

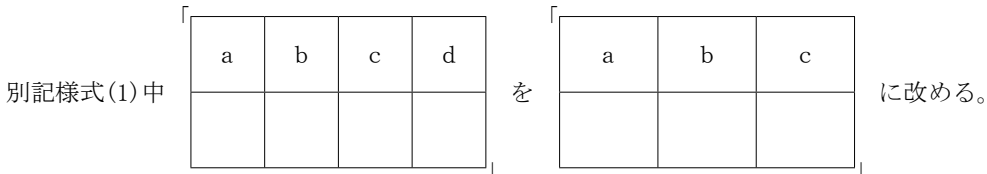
附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

山形県人事委員会規則5-4（給与の支払監理）の一部を改正する規則をここに公布する。

平成30年3月2日

山形県人事委員会
委員長 安 孫 子 俊 彦



別記様式(5)の備考第2項中「は配偶者」を「は子以外の認定扶養親族」に、「職員等に配偶者がいない場合の扶養親族たる子、父母等のうち1人目」を「認定扶養親族たる子」に、「b以外の扶養親族たる子、父母等とし、同欄の「d」は、扶養手当の対象となる扶養親族」を「認定扶養親族」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。
（職員別給与簿に関する経過措置）
- 2 この規則の施行の際現に作成されている改正前の別記様式(1)又は別記様式(5)による職員別給与簿は、改正後の別記様式(1)又は別記様式(5)による職員別給与簿とみなす。
- 3 職員別給与簿の様式については、当分の間、改正後の別記様式(1)及び別記様式(5)にかかわらず、なお従前の例によることができる。

企業局関係

規程

山形県企業管理規程第2号

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月2日

山形県企業管理者 高橋 広樹

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県企業局職員の給与の支給に関する規程（昭和29年2月県電気事業管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

附則第4項及び第5項中「附則第5項各号」を「附則第3項各号」に改める。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

病院事業局関係

規程

山形県病院事業管理規程第2号

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年3月2日

山形県病院事業管理者 新澤 陽英

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程の一部を改正する規程

山形県病院事業局職員の給与の支給に関する規程（平成15年3月県病院事業管理規程第19号）の一部を次のように改正する。

第7条第2項中「（以下「特定看護職員」という。）」を削り、同条第3項を削る。

附則第9項から第11項までの規定中「附則第5項各号」を「附則第3項各号」に改め、附則第12項の前の見出し及び同項から附則第15項までを削る。

附則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

公 告

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第25条第4項の規定により、次のとおり特定非営利活動法人の定款の変更の認証について申請があった。

平成30年3月2日

山形県知事 吉村 美栄子

- 1 申請のあった年月日
平成30年1月22日
- 2 申請に係る特定非営利活動法人の名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地並びにその定款に記載された目的
 - (1) 名 称
特定非営利活動法人オープンハウスこんぺいとう
 - (2) 代表者の氏名
川又 真貴子
 - (3) 主たる事務所の所在地
新庄市住吉町1番12号
 - (4) 定款に記載された目的

この法人は、地域に対して、福祉に関する事業を行い、社会に寄与することを目的とする。

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第1項の規定により、次のとおり大規模小売店舗に関する変更の届出があった。

なお、関係書類は、商工労働部商業・県産品振興課及び関係総合支庁産業経済部地域産業経済課並びに関係市役所及び関係町役場において平成30年7月2日まで縦覧に供する。

平成30年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 届出の内容

(1) イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ青田店
山形市青田四丁目634番地1外

ロ 変更した事項

(イ) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	佐々木 智佳子

(ロ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	佐々木 智佳子
橋本生花株式会社	山形市緑町三丁目17番8号	橋 本 徳 光

ハ 変更年月日

(イ) ロの(イ)に掲げる事項 平成28年5月31日

(ロ) ロの(ロ)に掲げる事項

a マックスバリュ東北株式会社に係るもの 平成28年5月31日

b 橋本生花株式会社に係るもの 平成19年5月30日

(2) イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ山形駅西店
山形市双葉町一丁目3番47号

ロ 変更した事項

(イ) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	佐々木 智佳子

(ロ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	佐々木 智佳子
橋本生花株式会社	山形市緑町三丁目17番8号	橋 本 徳 光

ハ 変更年月日

(イ) ロの(イ)に掲げる事項 平成28年5月31日

(ロ) ロの(ロ)に掲げる事項

a マックスバリュ東北株式会社に係るもの 平成28年5月31日

b 橋本生花株式会社に係るもの 平成19年5月30日

(3) イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン米沢

米沢市下花沢二丁目5番41号

ロ 変更した事項

(イ) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	佐々木 智佳子

(ロ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明
株 式 会 社 ツ ル ハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴 羽 樹
株 式 会 社 大 創 産 業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢 野 博 丈

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	佐々木 智佳子
株 式 会 社 ツ ル ハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴 羽 順
株 式 会 社 大 創 産 業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢 野 博 丈

ハ 変更年月日

(イ) ロの(イ)に掲げる事項 平成28年5月31日

(ロ) ロの(ロ)に掲げる事項

a マックスバリュ東北株式会社に係るもの 平成28年5月31日

b 株式会社ツルハに係るもの 平成26年8月7日

(4) イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ平田店

酒田市砂越字粕町75番1号外

ロ 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	佐々木 智佳子

ハ 変更年月日

平成28年5月31日

(5) イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

新庄ショッピングセンター

新庄市五日町字清水川1291番2外

ロ 変更した事項

(イ) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	佐々木 智佳子

(ロ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明
DCMホームマック株式会社	北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号	石 黒 靖 規
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢 野 博 丈
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴 羽 順
株式会社ハムシステム庄内	酒田市両羽町6番4号	佐 藤 公 俊
株式会社コナカ	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2号	湖 中 謙 介
株式会社エイアンドシー	山形市西田五丁目26番1号	伊 藤 芳 明
有限会社プロード	村山市楯岡笛田一丁目15番29号	高 橋 一 則

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	佐々木 智佳子
DCMホームマック株式会社	北海道札幌市厚別区厚別中央三条二丁目1番1号	石 黒 靖 規
株式会社大創産業	広島県東広島市西条吉行東一丁目4番14号	矢 野 博 丈
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴 羽 順
株式会社ハムシステム庄内	酒田市両羽町6番4号	佐 藤 公 俊
株式会社コナカ	神奈川県横浜市戸塚区品濃町517番地2号	湖 中 謙 介

株式会社エイアンドシー	山形市西田五丁目26番1号	伊 藤 芳 明
有 限 会 社 プ ロ ー ド	村山市楯岡笹田一丁目15番29号	高 橋 一 則

ハ 変更年月日

平成28年5月31日

(6) イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ高松店

寒河江市大字高松字西覚寺274外

ロ 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	佐々木 智佳子

ハ 変更年月日

平成28年5月31日

(7) イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン寒河江中央

寒河江市ほなみ二丁目1番地の9

ロ 変更した事項

(イ) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	佐々木 智佳子

(ロ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明
株 式 会 社 マ ル ト ク	南陽市蒲生田1927番地2	佐 藤 彰 彦
未 定		

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	佐々木 智佳子
株 式 会 社 マ ル ト ク	南陽市蒲生田1927番地2	佐 藤 彰 彦
未 定		

ハ 変更年月日

平成28年5月31日

(8) イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

寒河江ショッピングランド

寒河江市大字寒河江字塩水72番1

ロ 変更した事項

(イ) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	佐々木 智佳子

(ロ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明
株 式 会 社 ツ ル ハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴 羽 樹

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	佐々木 智佳子
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴 羽 順

ハ 変更年月日

(イ) ロの(イ)に掲げる事項 平成28年5月31日

(ロ) ロの(ロ)に掲げる事項

a マックスバリュ東北株式会社に係るもの 平成28年5月31日

b 株式会社ツルハに係るもの 平成26年8月7日

(9) イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

天童ショッピングセンター

天童市鉾ノ町土地区画整理事業地内17街区3番外

ロ 変更した事項

(イ) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	佐々木 智佳子

(ロ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴 羽 樹
株式会社アーツフィールド	東根市神町東二丁目3番3号	相 澤 秀 幸

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	佐々木 智佳子
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴 羽 順

株式会社アーツフィールド	東根市神町東二丁目3番3号	相澤秀幸
--------------	---------------	------

ハ 変更年月日

(イ) ロの(イ)に掲げる事項 平成28年5月31日

(ロ) ロの(ロ)に掲げる事項

a マックスバリュ東北株式会社に係るもの 平成28年5月31日

b 株式会社ツルハに係るもの 平成26年8月7日

(10) イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

イオンタウン尾花沢

尾花沢市大字尾花沢字下新田1719番外

ロ 変更した事項

(イ) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内田和明

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	佐々木智佳子

(ロ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内田和明
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴羽樹
有限会社ティーズカンパニー	東根市大字東根元東根字一本木5918番6号	相澤貴

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	佐々木智佳子
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴羽順
株式会社ブロードアイ	東根市中央南二丁目5番6号	相澤貴

ハ 変更年月日

(イ) ロの(イ)に掲げる事項 平成28年5月31日

(ロ) ロの(ロ)に掲げる事項

a マックスバリュ東北株式会社に係るもの 平成28年5月31日

- b 株式会社ツルハに係るもの 平成26年8月7日
 c 株式会社ブロードアイに係るもの
 (a) 名称に係るもの 平成18年5月1日
 (b) 住所に係るもの 平成20年10月11日
- (11) イ 大規模小売店舗の名称及び所在地
 イオンタウン南陽
 南陽市赤湯字川尻地内
- ロ 変更した事項
 (イ) 大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名
 (変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	佐々木 智佳子

- (ロ) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
 (変更前)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明
有限会社ポケット	酒田市京田一丁目2番12号	真 島 裕
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴 羽 順
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河 合 映 治
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地1	江 尻 義 久
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	白 土 孝
株式会社チヨダ	東京都杉並区成田東四丁目39番8号	舟 橋 浩 司
株式会社杵屋本店	上山市弁天二丁目3番12号	菅 野 高 志
株式会社アイシー・ネット	寒河江市本町二丁目8番3号	最 上 修
大 友 清 弘	南陽市宮内2710番地	

(変更後)

氏名又は名称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	佐々木 智佳子
有限会社ポケット	酒田市京田一丁目2番12号	真 島 裕
株式会社ツルハ	北海道札幌市東区北二十四条東二十丁目1番21号	鶴 羽 順
株式会社セリア	岐阜県大垣市外渕二丁目38番地	河 合 映 治
株式会社ハニーズ	福島県いわき市鹿島町走熊字七本松27番地1	江 尻 義 久
株式会社マックハウス	東京都杉並区梅里一丁目7番7号	白 土 孝
株式会社チヨダ	東京都杉並区荻窪四丁目30番16号藤澤ビルディング5階	舟 橋 浩 司
株式会社杵屋本店	上山市弁天二丁目3番12号	菅 野 高 志
株式会社アイシー・ネット	寒河江市本町二丁目8番3号	最 上 修
大 友 清 弘	南陽市宮内2710番地	

ハ 変更年月日

(イ) ロの(イ)に掲げる事項 平成28年5月31日

(ロ) ロの(ロ)に掲げる事項

a マックスバリュ東北株式会社に係るもの 平成28年5月31日

b 株式会社チヨダに係るもの 平成29年7月3日

(12) イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ真室川店

最上郡真室川町大字新町字下荒川279番1号

ロ 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	佐々木 智佳子

ハ 変更年月日

平成28年5月31日

(13) イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ余目店
東田川郡庄内町余目字滑石57番地1

ロ 変更した事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名
(変更前)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	内 田 和 明

(変更後)

名 称	住 所	代表者の氏名
マックスバリュ東北株式会社	秋田県秋田市土崎港北一丁目6番25号	佐々木 智佳子

ハ 変更年月日

平成28年5月31日

2 届出年月日

平成29年11月17日

3 その他

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、次に掲げる事項を記載した意見書を、平成30年7月2日までに知事に提出することができる。

- (1) 意見書を提出しようとする者の氏名及び住所（法人その他の団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地）
- (2) 意見書の提出の対象となる大規模小売店舗の名称
- (3) 意見

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第2条の規定により、同法第44条第1項の規定による平成30年度前期実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

平成30年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 技能検定の実施職種

(1) 1級及び2級

検 定 職 種	検 定 作 業
園 芸 装 飾	室 内 園 芸 装 飾 作 業
造 園	造 園 工 事 作 業
鑄 造	鑄 鉄 鑄 物 鑄 造 作 業
金 属 熱 処 理	一 般 熱 処 理 作 業
	浸 炭 ・ 浸 炭 窒 化 ・ 窒 化 処 理 作 業

	高周波・炎熱処理作業
機 械 加 工	普通旋盤作業
	数値制御旋盤作業
	フライス盤作業
	数値制御フライス盤作業
	平面研削盤作業
	円筒研削盤作業
	ホブ盤作業
	マシニングセンタ作業
放 電 加 工	数値制御形彫り放電加工作業
	ワイヤ放電加工作業
金 属 プ レ ス 加 工	金 属 プ レ ス 作 業
鉄 工	構 造 物 鉄 工 作 業
建 築 板 金	内 外 装 板 金 作 業
	ダ ク ト 板 金 作 業
め っ き	電 気 め っ き 作 業
仕 上 げ	治 工 具 仕 上 げ 作 業
	金 型 仕 上 げ 作 業
	機 械 組 立 仕 上 げ 作 業
切 削 工 具 研 削	工 作 機 械 用 切 削 工 具 研 削 作 業
ダ イ カ ス ト	コ ー ル ド チ ャ ン バ ダ イ カ ス ト 作 業
電 子 機 器 組 立 て	電 子 機 器 組 立 て 作 業
電 気 機 器 組 立 て	配 電 盤 ・ 制 御 盤 組 立 て 作 業
産 業 車 両 整 備	産 業 車 両 整 備 作 業

建設機械整備	建設機械整備作業
婦人子供服製造	婦人子供注文服製作作業
家具製作	家具手加工作業
建具製作	木製建具手加工作業
印刷	オフセット印刷作業
プラスチック成形	射出成形作業
石材施工	石張り作業
	石積み作業
とび	とび作業
左官	左官作業
ブロック建築	コンクリートブロック工事作業
タイル張り	タイル張り作業
畳製作	畳製作作業
防水施工	ウレタンゴム系塗膜防水工事作業
	アクリルゴム系塗膜防水工事作業
	シーリング防水工事作業
	F R P 防水工事作業
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事作業
	鋼製下地工事作業
	ボード仕上げ工事作業
	化粧フィルム工事作業
熱絶縁施工	保温保冷工事作業
サッシ施工	ビル用サッシ施工作業
表装	壁装作業

塗 装	建 築 塗 装 作 業
	金 属 塗 装 作 業
広 告 美 術 仕 上 げ	広 告 面 粘 着 シ ー ト 仕 上 げ 作 業
商 品 装 飾 展 示	商 品 装 飾 展 示 作 業
フ ラ ワ ー 装 飾	フ ラ ワ ー 装 飾 作 業

(2) 3級

検 定 職 種	検 定 作 業
園 芸 装 飾	室 内 園 芸 装 飾 作 業
造 園	造 園 工 事 作 業
金 属 熱 処 理	一 般 熱 処 理 作 業
	浸 炭 ・ 浸 炭 窒 化 ・ 窒 化 処 理 作 業
	高 周 波 ・ 炎 熱 処 理 作 業
機 械 加 工	普 通 旋 盤 作 業
	数 値 制 御 旋 盤 作 業
	フ ラ イ ス 盤 作 業
	平 面 研 削 盤 作 業
	マ シ ニ ン グ セ ン タ 作 業
め っ き	電 気 め っ き 作 業
仕 上 げ	機 械 組 立 仕 上 げ 作 業
機 械 検 査	機 械 検 査 作 業
電 子 機 器 組 立 て	電 子 機 器 組 立 て 作 業
建 築 大 工	大 工 工 事 作 業
化 学 分 析	化 学 分 析 作 業
商 品 装 飾 展 示	商 品 装 飾 展 示 作 業

フ ラ ワ ー 装 飾	フ ラ ワ ー 装 飾 作 業
----------------------------	--------------------------------------

(3) 単一等級

検 定 職 種	検 定 作 業
枠 組 壁 建 築	枠 組 壁 工 事 作 業
路 面 標 示 施 工	溶 融 ペ イ ン ト ハ ン ド マ ー カ ー 工 事 作 業
	加 熱 ペ イ ン ト マ シ ン マ ー カ ー 工 事 作 業
産 業 洗 浄	高 圧 洗 浄 作 業

2 技能検定試験手数料

(1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）に定める額

(2) 学科試験手数料 3,100円

3 技能検定の期日及び場所

区 分	期 日	場 所
実 技 試 験	平成30年6月5日（火）から同年9月9日（日）までの間において山形県職業能力開発協会が指定する日	山形県職業能力開発協会が指定する場所
学 科 試 験	平成30年7月15日（日） 3級 園芸装飾、造園、機械加工、めっき、仕上げ、機械検査、電子機器組立て、建築大工、化学分析、商品装飾展示、フラワー装飾	
	平成30年8月19日（日） 1級及び2級 造園、金属熱処理、金属プレス加工、産業車両整備、プラスチック成形、とび、防水施工、サッシ施工、塗装 3級 金属熱処理 単一等級 産業洗浄	
	平成30年8月26日（日） 1級及び2級 機械加工、鉄工、めっき、ダイカスト、電子機器組立て、建設機械整備、婦人子供服製造、家具製作、建具製作、印刷、左官、畳製作、内装仕上げ施工、広告美術仕上げ、商品装飾展示	

平成30年9月2日（日）
 1級及び2級
 園芸装飾、鋳造、放電加工、建築板金、仕上げ、切削工具研削、電気機器組立て、石材施工、ブロック建築、タイル張り、熱絶縁施工、表装、フラワー装飾
 単一等級
 枠組壁建築、路面標示施工

4 受検手続

技能検定受検申請書を平成30年4月4日（水）から同月17日（火）までの間に山形市松栄二丁目2番1号山形県職業能力開発協会に提出すること。

5 その他

詳細については、商工労働部雇用対策課（電話番号023(630)3245）又は山形県職業能力開発協会（電話番号023(644)8562）に問い合わせること。

職業能力開発促進法（昭和44年法律第64号）第46条第2項及び第4項並びに職業能力開発促進法施行令（昭和44年政令第258号）第2条の規定により、同法第44条第1項の規定による平成30年度随時実施技能検定を山形県職業能力開発協会が次のとおり実施する。

平成30年3月2日

山形県知事 吉 村 美 栄 子

1 技能検定の実施職種

(1) 3級

さく井（ロータリー式さく井工事作業に限る。）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業に限る。）、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、仕上げ、機械検査、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業に限る。）、電子機器組立て、電気機器組立て（配電盤・制御盤組立て作業に限る。）、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、印刷、プラスチック成形（射出成形作業に限る。）、石材施工、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工（ボード仕上げ工事作業に限る。）、熱絶縁施工、サッシ施工、表装、塗装、工業包装

(2) 基礎級

さく井、鋳造、鍛造、機械加工、金属プレス加工、鉄工、建築板金、工場板金、めっき、アルミニウム陽極酸化処理、仕上げ、機械検査、ダイカスト、電子機器組立て、電気機器組立て、プリント配線板製造、冷凍空調和機器施工、染色、ニット製品製造、婦人子供服製造、紳士服製造、寝具製作、帆布製品製造、布はく縫製、家具製作、建具製作、紙器・段ボール箱製造、印刷、製本、プラスチック成形、強化プラスチック成形、石材施工、パン製造、ハム・ソーセージ・ベーコン製造、水産練り製品製造、建築大工、かわらぶき、とび、左官、築炉、タイル張り、配管、型枠施工、鉄筋施工、コンクリート圧送施工、防水施工、内装仕上げ施工、熱絶縁施工、サッシ施工、ウェルポイント施工、表装、塗装、工業包装

2 技能検定試験手数料

(1) 実技試験手数料

平成12年3月県告示第303号（実技試験に係る技能検定試験手数料の額）に定める額

(2) 学科試験手数料 3,100円

3 技能検定の期日及び場所

区 分	期 日	場 所
実 技 試 験	山形県職業能力開発協会が指定する日	山形県職業能力開発協会が指定する場所
学 科 試 験	同 上	同 上

4 受検手続

(1) 技能検定受検申請書の提出先

山形市松栄二丁目2番1号 山形県職業能力開発協会

(2) 技能検定受検申請書の受付期間

山形県職業能力開発協会において随時受け付ける。

5 その他

詳細については、商工労働部雇用対策課（電話番号023(630)3245）又は山形県職業能力開発協会（電話番号023(644)8562）に問い合わせること。

平成30年3月2日印刷 発行所 山形県庁
平成30年3月2日発行 発行人 山形県